

受 理 番 号	陳情第 1 号	受 理 年 月 日	平成 2 9 年 2 月 2 1 日
件 名	鹿児島県知事へ安定ヨウ素剤の事前配布に関する意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
<p>薩摩川内市では、原発から 5 キロ圏内には、放射性ヨウ素を吸い込むことによる甲状腺がん発生を防ぐために安定ヨウ素剤を事前に配布している。3 歳以上に対しては丸剤を、3 歳未満にはゼリー状の安定ヨウ素剤である。</p> <p>5 キロ圏外については、事故発生後、原発から約 3 0 キロの避難退域時検査場所（スクリーニング場所）又は避難先で配布とされている。そして、被ばくレベルが毎時 2 0 マイクロシーベルトを超えた場合、1 週間以内に避難することになっている。</p> <p>しかし、熊本地震で道路の寸断や停電が続いたりした状況を考えると、5 キロ圏外の住民が様々な理由で、効果のある時間内に受け取ることが困難になるのではとの懸念がある。</p> <p>島根県には、中国電力の島根原発がある。再稼働はまだ審査中で運転に入っていないが、昨年からは 3 0 キロ圏内の希望者に安定ヨウ素剤の事前配布を始めた。もちろん 5 キロ圏内の住民には配布済みである。希望者は説明会に行き、安定ヨウ素剤を受け取るという仕組みである。そして、経費は国に申請し受け取って実施している。島根県は、災害時には安定ヨウ素剤を約 7 0 箇所の一時的集結所で配布することになっている。</p> <p>薩摩川内市の南側に隣接するいちき串木野市では、昨年の 1 2 月議会において、医師、歯科医師、薬剤師を含む 6 5 9 名の連名による陳情が趣旨採択され、関係行政庁宛てに安定ヨウ素剤の希望者への事前配布を求める意見書を提出している。</p> <p>よって、以下のとおり陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>鹿児島県知事へ、安定ヨウ素剤の事前配布計画を作り、原発から 3 0 キロまでの地域住民に対し、安定ヨウ素剤の事前配布を希望する者への配布を行うことを趣旨とする意見書の提出を求める。</p>			